**平成２３年（フ）第７０９５号**
大阪府寝屋川市高柳１丁目２番13号
債務者　町田カズ子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０９９号**
大阪市住吉区南住吉１丁目25番12号
債務者　益田　葉子（旧姓松谷）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１００号**
大阪市浪速区恵美須東１丁目９番２号　Ｍａｘ恵美須901号
債務者　多井佐知子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１０７号**
大阪府寝屋川市国松町19番21号
債務者　中畠トシ子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１１７１号**
大阪府松原市天美我堂７丁目484―２、住民票上の住所大阪府泉大津市千原町２丁目８番17号　朝日マンション２階10号
債務者　栩野　　実
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１１８５号**
大阪府柏原市平野２丁目449番地の１　ぶどうヶ丘ハイツ409、住民票上の住所大阪府藤井寺市国府３丁目８番６号
債務者　久下　邦明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２０９号**
堺市東区日置荘原寺町437番地７
債務者　藤田　　歩
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２１８号**
大阪府富田林市富田林町29番29号
債務者　南　　時郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２２９号**
大阪府富田林市東板持町３丁目18番７号、前住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―206号
債務者　橋岡真理子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２３５号**
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―413号
債務者　岡田　武司
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２４８号**
堺市西区草部1442番地10
債務者　ＫＳヘアーことルチーナこと　木下貴久應
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３１６号**
大阪府富田林市若松町２丁目12番18号
債務者　山下　繁巳
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
愛媛県喜多郡内子町五百木772番地５
債務者　亀岡　　均
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第５９号**
愛媛県喜多郡内子町五百木772番地５
債務者　亀岡　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第３４０号**
長崎県長崎市曙町31番１号
債務者　久保　百代
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４６３号**
長崎県長崎市清水町２―31―403、住民票上の住所長崎県長崎市音無町９番５号　カネヒロハイツ201
債務者　吉田　　早
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４５１号**
熊本市保田窪３丁目17―８、住民票上の住所熊本市保田窪２丁目１番13号
債務者　森　　輝美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部